

**提言「建設産業の持続的発展のために」**

ー土木作業所で働く組合員のワーク・ライフ・バランスの実現をめざしてー

2013年4月

日本建設産業職員労働組合協議会

## － は じ め に －

日本建設産業職員労働組合協議会（日建協：加盟組合数 37、組合員数約 32,000 名）は、建設産業のホワイトカラー労働者で組織した産業別の労働組合です。日建協は建設産業に従事する組合員の労働条件の向上にむけて活動をしており、中でも私たち建設産業で働く者が恒常的に抱える長時間労働の解消についても注力しています。日建協では 1972 年以來、毎年 11 月に加盟組合員約 1 万人を対象として「時短アンケート」を実施しており、2012 年 11 月に実施した調査によると、土木工事の作業所に従事する外勤土木職の 1 カ月あたりの所定外労働時間は、今回も平均で 80 時間を超えました。日建協では 2004 年に、提言「公共工事における無報酬業務を解消するために」を作成し、国土交通省が取り組んでいる施工円滑化にむけた施策を活用して、公共工事に従事する組合員の労働時間短縮につなげる活動をしてきましたが、翌年の 2005 年以降平均 80 時間を超える状況が常態化しており、私たちのワーク・ライフ・バランスの実現は困難な状況にあると考えます。

このような中、東日本大震災以降、震災地域の復興や防災、減災への取り組み、更には高度成長期に整備したインフラストックの維持など、建設産業の役割は高まっています。しかし、現在の建設産業は過当な受注競争により疲弊し、技術者、労働者の不足、入職者の減少から、技術の伝承が危惧され、その役割を担うことが困難になりつつあります。

建設産業が疲弊する要因のひとつには入札方式があると考えます。本来、技術を適正な価格で評価し受注者を決定するべきですが、いつしか高度な技術を安価で提供する状況に陥り、企業の体力を奪い、受発注者双方の労働負荷を増大させ、更には品質確保や民間技術力活用の理念からの乖離をまねいてしまいました。現在、国土交通省においてはその見直しを実施していますが、その効果は限定的と考えます。日建協が 2012 年 10 月に土木工事に従事する加盟組合員を対象に実施した「土木作業所アンケート」には、建設産業の未来を危惧し、入札制度の改革などを望む声が多く寄せられています。

国民生活を下支えするインフラを構築する私たちが健康に働き、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境が実現することは、若い技術者、労働者の入職を促し、人員不足を解消するにとどまらず、技術の伝承を確かなものとし、より質の高いインフラを構築することにも直結します。そして、建設産業の健全な発展にも寄与すると考えます。

この提言書では、土木工事に従事する組合員をはじめとする働く人たちのワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、建設産業の持続的発展につなげていきたいという思いで、土木工事の在り方について提案をしています。是非、この主旨をご理解いただき、真摯な回答をいただけますよう、お願いいたします。

土木工事作業所において所定外労働時間は平均 80 時間を超え、常態化しているのが現状です。日建協では、国土交通省が取り組んでいる施工円滑化にむけた施策を活用して、公共工事に従事する組合員の長時間労働の解消につなげる活動をしてきました。

しかし、公共工事を取り巻く環境が変化したことにより、施策の活用のみでは長時間労働の解消は難しいとの加盟組合からの声をうけ、2011 年 1 月に日建協加盟組合の土木工事作業所に対して土木総合アンケートを実施しました。このアンケートからは「総合評価落札方式」「受注価格」「工期設定」「片務性」の 4 つの項目が現場で働く人々の長時間労働の要因のひとつになっている事がわかりました。

2012 年 10 月には新たに土木作業所アンケートを実施し、土木総合アンケートで実施した 4 つの項目に加え、国土交通省発注の作業所に対して 2007 年度から 2010 年度まで実施していた「施策の運用状況」について改めて確認を行いました。4 つの項目については依然として現場で働く人々の長時間労働の要因のひとつになっている事がわかりました。また、「施策の運用状況」については 2010 年 11 月に実施した作業所アンケートと比べて、改善が進んでいないこともわかりました。

今回の提言は、過去に実施したアンケート結果と合せ分析し、現場で働く人々の長時間労働の解消につなげるべく提案をさせていただくものです。

## 1. 土木作業所アンケート基本事項

### 1) 今年度の調査 (「2012 年度土木作業所」と表記)

調査対象	日建協加盟組合の土木工事作業所の 20%
回答数	480 作業所
調査期間	2012 年 10 月

### 2) 過去の調査履歴

本書中に用いた過去の調査分の基本情報は以下のとおりです。

#### ※2010 年度 作業所アンケート (「2010 年度作業所」と表記)

調査対象	日建協加盟組合における国土交通省直轄工事作業所
回答数	242 作業所
調査期間	2010 年 11 月

#### ※2010 年度 土木総合アンケート (「2010 年度土木総合」と表記)

調査対象	日建協加盟組合の土木工事作業所の 20%
回答数	630 作業所
調査期間	2011 年 1 月

## 第1章 アンケートからみる現状

### 1) 総合評価落札方式と受注価格の現状

総合評価落札方式が、私たち受注者側の組合員の長時間労働につながっていることがわかります(図1-1)。要因のひとつとして技術提案に伴う、履行確認などにおける現場業務の増加があげられます。あわせて低価格による受注が、私たち受注者の労働環境をより厳しいものにしていきます。このような状況は建設産業の疲弊にもつながりかねないことから、早急に改善をしなければなりません。

また、落札率別に受注価格が長時間労働につながっているか(図1-2)を見ると、落札率が低くなるにつれて長時間労働につながるとの回答の割合が増加しています。

現在総合評価落札方式の見直し(施工能力評価型と技術提案型の二極化等)が進められていますが、見直しにあたっては総合評価落札方式の業務に携わる全ての人たちの業務負担を増加させない配慮が必要と考えます。

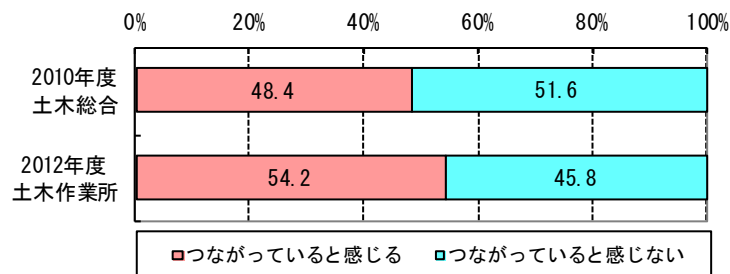


図1-1 総合評価方式が長時間労働につながっているか

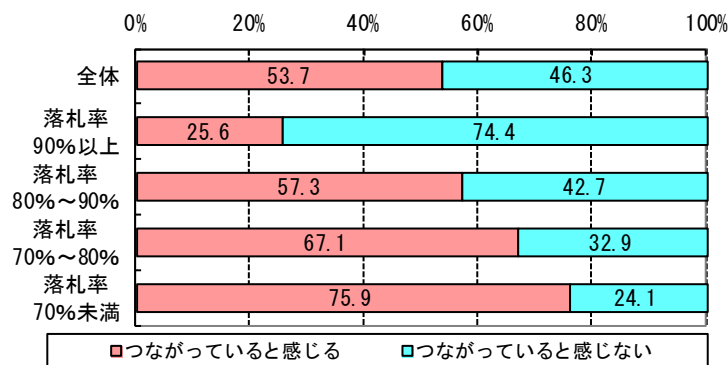


図1-2 受注価格が長時間労働につながっているか(2012年度土木作業所)

2) 発注工期と条件明示の現状

4週8休による工期設定がなされているはずの公共工事においても、工期に関わる様々な要因が、私たち受注者側の組合員の長時間労働につながっています。

アンケート結果によれば、半数を超える作業所で発注工期の設定が長時間労働につながっていると回答しています(図1-3)。発注工期の設定が労働時間の増加につながっている理由としては、そもそも「休日条件が4週8休に設定されていない」との回答が2割程度あります。また、「現場条件が反映されていない」「完成期日ありきの逆算工程」との回答が半数を超える作業所からありました。

また図1-4によると、約4割の作業所が受注者の責によらない理由で1ヵ月以上本工事の着工が遅れています。その理由からは、関係機関との協議不足での発注が本工事の着手を遅らせ、工程の遅延、圧迫を招く要因となっていることがうかがえます(図1-5)。

以上のことから、発注工期に加えて、現場条件の明示について改善が必要と考えます。

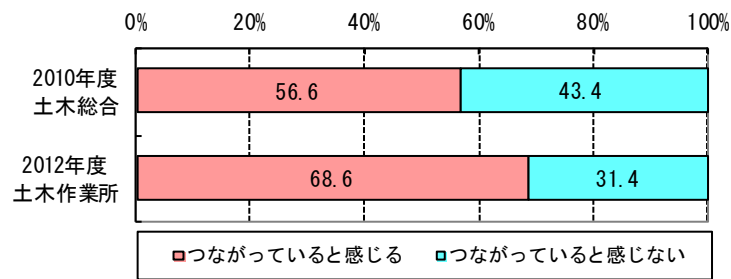


図1-3 発注工期が長時間労働につながっているか

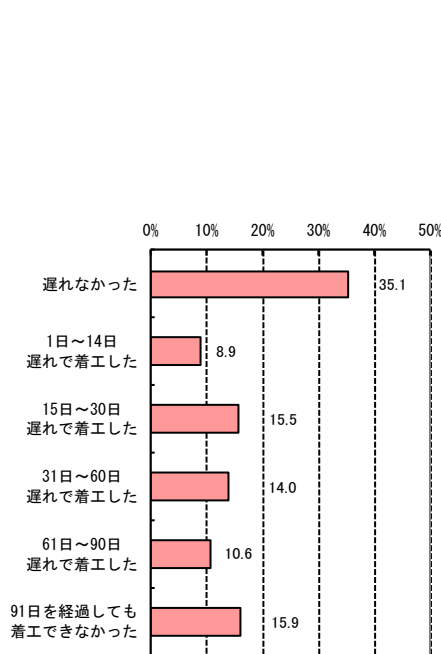


図1-4 受注者の責によらない理由で、本工事着工は何日遅れたか (2012 土木作業所)

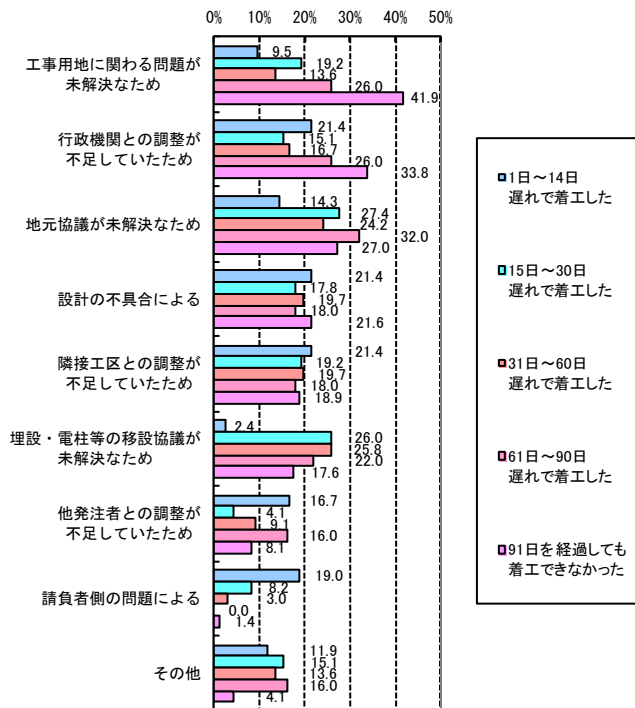


図1-5 本工事が遅れた要因は何か (2つ以内選択) (2012 土木作業所)

### 3) 施工円滑化にむけた施策の運用について

国土交通省の施工円滑化にむけた施策は、労働時間短縮につながる事が期待されます。その認知度も高いものになっています(図 1-6)。しかし、施策の運用についてはバラツキがあり、特に担当者により運用にバラツキがあることを指摘する声が多くあります(図 1-7~9)。これは、施策の運用について、工事事務所など現地機関まで浸透しておらず、受発注者双方の担当者の施策に対する認識にもズレがあるためと考えられます。また、設計変更審査会については、運用が開始されてまだ日も浅いことから、認知度が低い結果となりました。

以上の事から、施工円滑化にむけた施策について、受発注者が共に理解を深め適正に運用することが求められます。

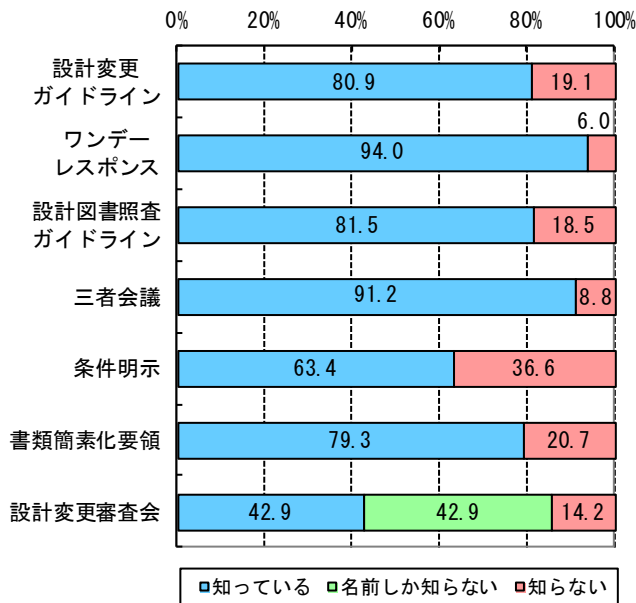


図 1-6 施工円滑化にむけた

これらの施策を知っているか(2012 土木作業所)

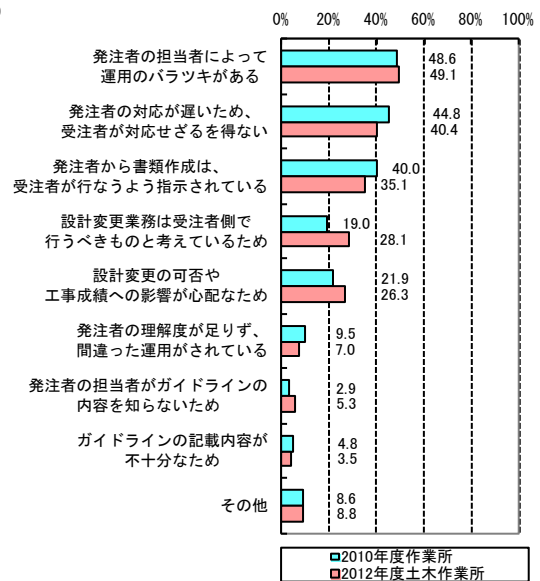


図 1-7 設計変更ガイドラインを

運用できない理由は何か(3つ以内選択)

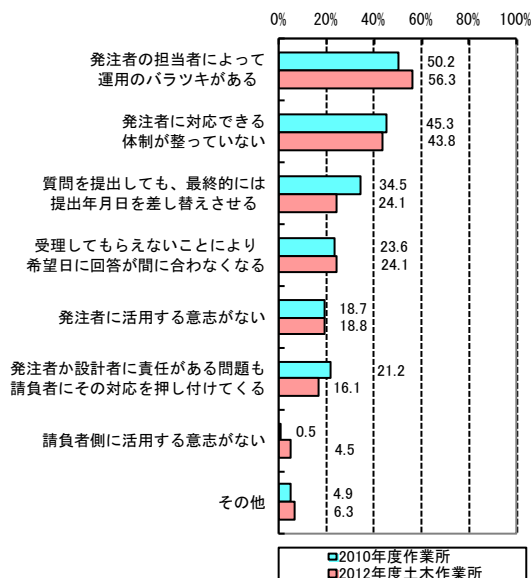


図 1-8 ワンデーレスポンスを

運用できない理由は何か(3つ以内選択)

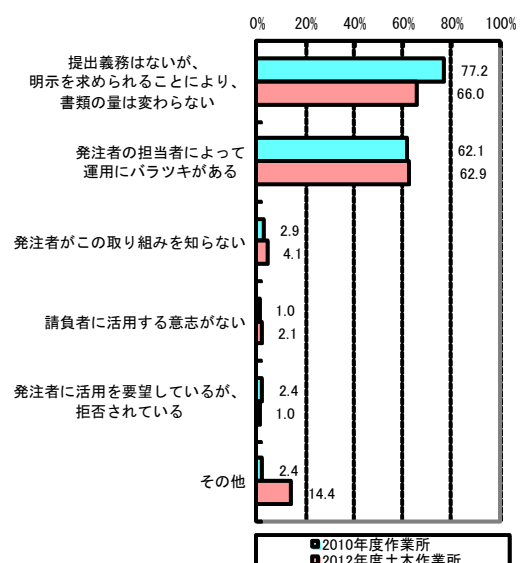


図 1-9 工事書類簡素化要領(案)を

運用できない理由は何か(2つ以内選択)

#### 4) 片務性

片務性とは発注者という優位的な立場を利用して、受注者に理不尽な要求をおこなうことです。受発注者間には依然として片務性が存在し、長時間労働につながっており改善が必要と考えます。

アンケート結果によれば、半数を超える作業所で受注者と発注者の間の片務性が長時間労働につながっていると回答しています（図 1-10）。また、片務性のもと実施した請負契約にない本来発注者がおこなう業務としては、「設計変更に伴う工法検討、図面作成、構造計算等」「設計図書の不具合による修正設計、図面作成、数量計算等」などが回答の多くを占めており（図 1-11）、本来発注者がおこなう業務を受注者が行っていることがうかがわれます。

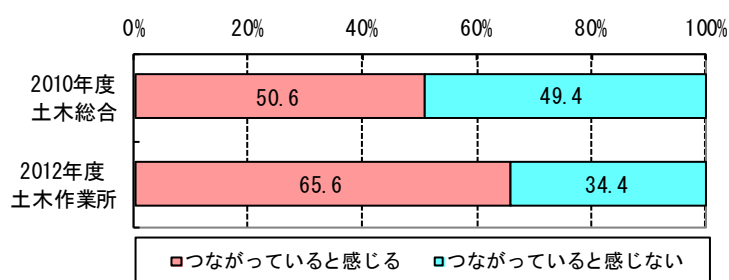


図 1-10 受発注者間の片務性が長時間労働につながっているか

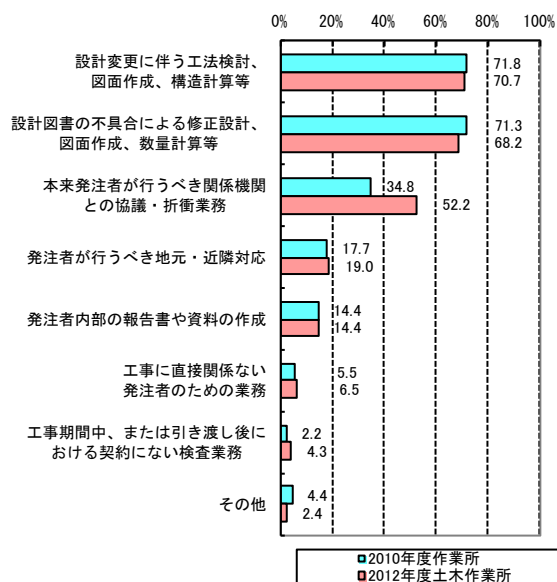


図 1-11 どのような請負契約にない本来発注者がおこなう業務を行ったか(3つ以内選択)

1) 総合評価落札方式の見直しにあたっては、基本理念に立ち返ることが必要です。あわせて、私たち受注者の労働環境をきびしくする仕組みを改めることが必要です。

1. 総合評価落札方式（技術提案評価型）の履行確認について、明確な基準を作成すべきです。
2. 総合評価落札方式の見直しにあたっては、制度の改定にとどまらず、予定価格・調査基準価格を合わせて議論すべきです。

<提案する理由>

総合評価落札方式には、公共工事の入札・契約に関する透明性の確保、質の高いインフラの構築という基本理念があると考えます。しかし、現在行われている見直しは総合評価落札方式の技術提案の物件数が減るだけで、技術提案を履行する作業所の組合員の「長時間労働」の改善には至りません。この問題を解決できなければ質の高いインフラの構築という公共工事の目的に悪影響をあたえると考えます。今こそ総合評価落札方式の基本理念に立ち返る時だと考えます。

総合評価落札方式が長時間労働につながっている理由（図2-1）として、「履行の確認による」ことが多く挙げられていることから、「総合評価落札方式(技術提案評価型)の履行確認について、明確な基準を作成する」ことを提案します。現状では、技術提案の履行確認は、提案内容に照らして書類を受注者が作成し、監督員に提出しますが、過度な履行確認方法や、過度な書類提出を監督員に求められがちになります。ここに明確な基準を設け、過度な書類となることを防ぐことを提案します。

また、現在国土交通省が行っている総合評価落札方式の見直しにより、施工能力評価型が増加すれば、技術提案書の作成機会の減少は図れますが、技術提案評価型を適用している作業所の長時間労働の解消には直接つながりません。総合評価落札方式については、予定価格、調査基準価格と合わせて議論をしなくては、技術力と価格の適正化が図れず、高度な技術力の低価格化を招きます。このままでは建設技術の衰退が懸念され、総合評価落札方式の民間技術力活用の観点から離れてしまうと考えます。

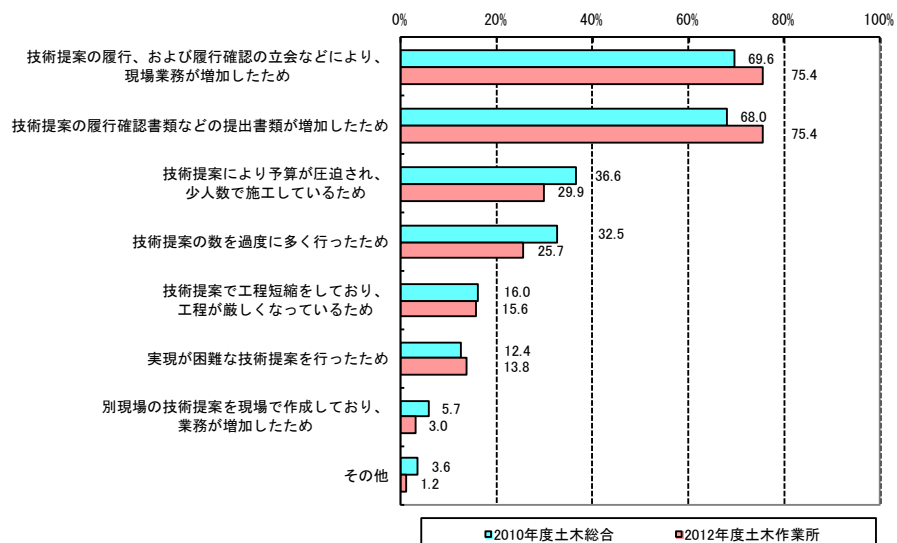


図2-1 総合評価落札方式が長時間労働につながっている理由(3つ以内選択)



2) 現場条件を加味した適正な工期設定による発注を徹底すべきです。

1. 現場条件が反映された工期設定を徹底すべきです。
2. 工期に影響を及ぼす事前協議などについては、工事発注時点で終了しておくべきです。

<提案する理由>

公共土木工事の工期設定は、原則 4 週 8 休を含む不稼働日を考慮した工期設定となっているはずですが、しかしながら、土木作業所アンケートによると、「現場条件が反映されていない」「完成期日ありきの工期設定となっている」など、原則とはかけ離れた工期設定となっているとの回答が多く寄せられています（図 2-2）。

国土交通省の工事においても、「地元調整や道路規制抑制期間など、当初条件に記載が無かった」など、現場条件が工期設定に反映されていないとの回答があります。現場条件が加味されていない工期設定での発注は、受注者の施工計画の変更を生じさせ、受発注者双方の業務の増加につながります。適正な工期設定をするためには、現場条件を正しく反映させることが必要です。

また、「契約をしてから各種協議が終了していない事実を知った」「協議が進まず施工にとりかかる時期が遅くなり最後に休日が無くなってしまふ」など、事前協議が終了していないために工期が圧迫されている、との回答が寄せられています。適正な工期で施工ができるようにするためにも、事前協議は工事の発注までに終了し、速やかに着工できるようにすべきです。

4 週 8 休を含む不稼働日を考慮した適正な工期設定は、健全な建設産業の発展を期待したものであり、その実現はより質の高いインフラを構築することにもつながると考えます。

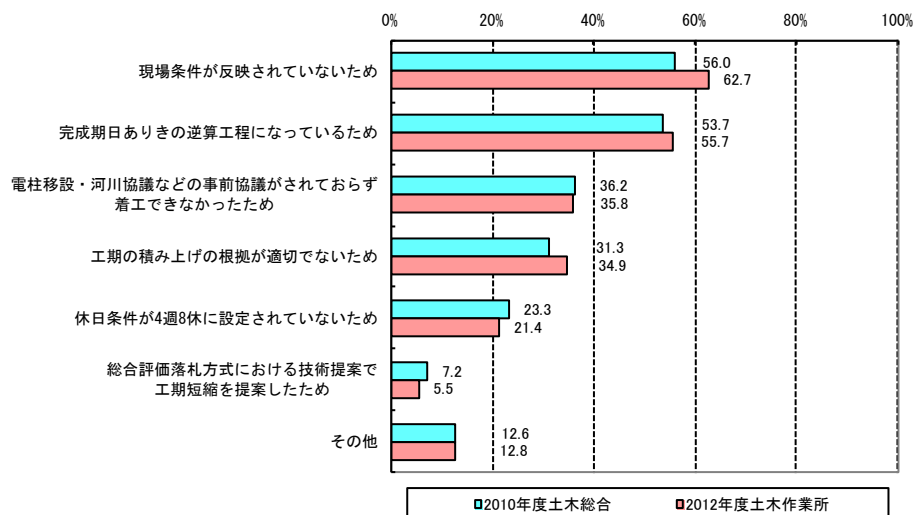


図 2-2 工期設定が長時間労働につながっている理由 (3 つ以内選択)

3) 国土交通省の施工円滑化にむけた各施策の運用が進むよう取り組みをおこなうべきです。

1. 工事を始めるにあたり、発注者・受注者が出席する三者会議等で、施工円滑化にむけた各施策の運用について確認をすべきです。また、その旨を特記仕様書に記載すべきです。
2. 施工円滑化にむけた各施策の運用状況を確認し、改善を図るべきです。また、施策の運用にあたっては、全地方整備局で統一したルールを作成すべきです。
3. 設計変更審査会について内容を、再度周知徹底すべきです。

<提案する理由>

国土交通省の施工円滑化にむけた施策は良いものであり、受注者側での認知度も高くなっています。しかし、各施策の認知度は高いにもかかわらず、施策の運用状況にはバラツキがあり（図 2-3）、担当者による運用のバラツキも指摘されています。

各施策の運用状況や担当者によるバラツキがある背景には、工事事務所など現地機関の担当者と、受注者側担当者の施策に対する認識にズレがあると考えられます。よって、工事を始めるにあたり、受発注者双方の担当者が揃う三者会議等の場で、各施策の運用方法について確認すべきです。また、受発注者双方の担当で施策の運用について確認する旨を特記仕様書に記載することにより徹底が図れると考えます。

また、国土交通省においては各施策の運用状況をヒアリングやアンケート等で確認し、その結果をもとに改善を図るべきと考えます。現在、施策の運用にあたっては、地方整備局毎に任されているため、それぞれの運用がなされてしまい、運用に際しバラツキが発生し、受注者側が困惑していると考えます。施策の運用にあたっては統一したルールを作成することによりスムーズな運用ができると考えます。

設計変更審査会については、その運用が開始してからまだ日も浅く名前を知っているものの内容までは知らないとの回答が多くありました。内容を再度周知徹底する必要があります。

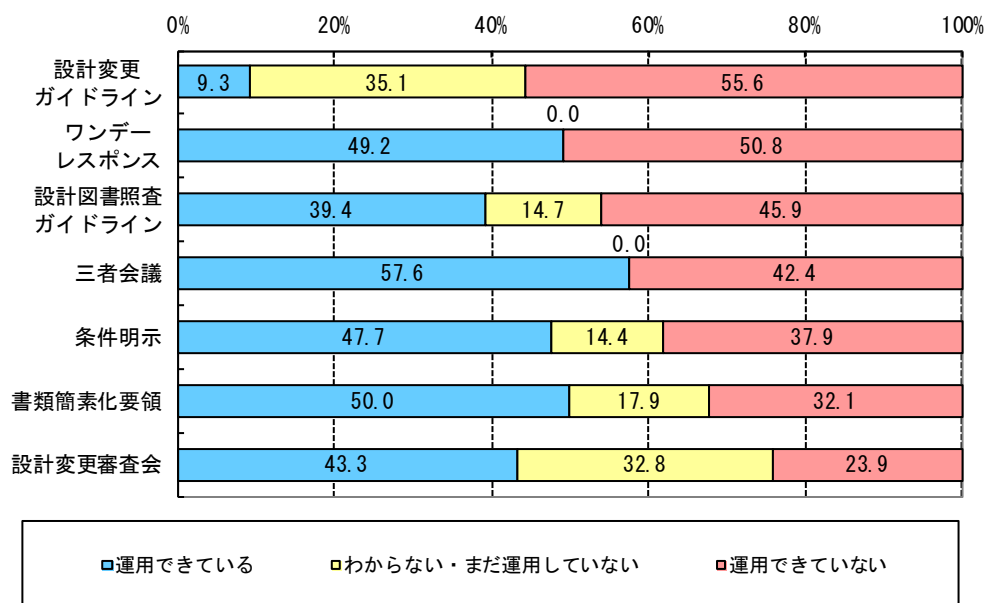


図 2-3 各施策の運用状況（2012 年度土木作業所）

4) 片務性を解消し、受注者と発注者双方が対等な立場で業務をおこなうべきです。

1. 片務性の実態を確認し、改善を図るべきです。
2. 片務性について理解がすすむよう、工事事務所など現地機関まで受発注者が対等である事を再度周知徹底すべきです。

<提案する理由>

本来、受発注者は対等な立場です。しかしながら、土木作業所アンケートによると発注者が優位的立場を利用して受注者に仕事などを依頼する「片務性」が長時間労働につながっているとの声が寄せられています(図 2-4)。このことから契約において定められている受発注者が対等である原則を守り、片務性を解消することで労働時間の短縮につながると考えます。

受発注者間の片務性解消のためには、まず各地方整備局でおこなわれているアンケートやヒアリングなどの方法を水平展開し、片務性の実態を確認する必要があると考えます。また、その結果をもとに改善を図るべきと考えます。なお、アンケート等を実施する際には、回答する受注者に匿名性を持たせる事により、正確な結果が得られると考えます。

また、発注者がその立場を利用して、受注者に無理をしいることがないように、徹底することが必要です。特に作業所工事事務所などの現地機関においては、受発注者が対等である事を再度周知徹底する必要があります。受発注者が一体となり双務性を実現し、更なる施工の円滑化が図られることを期待します。

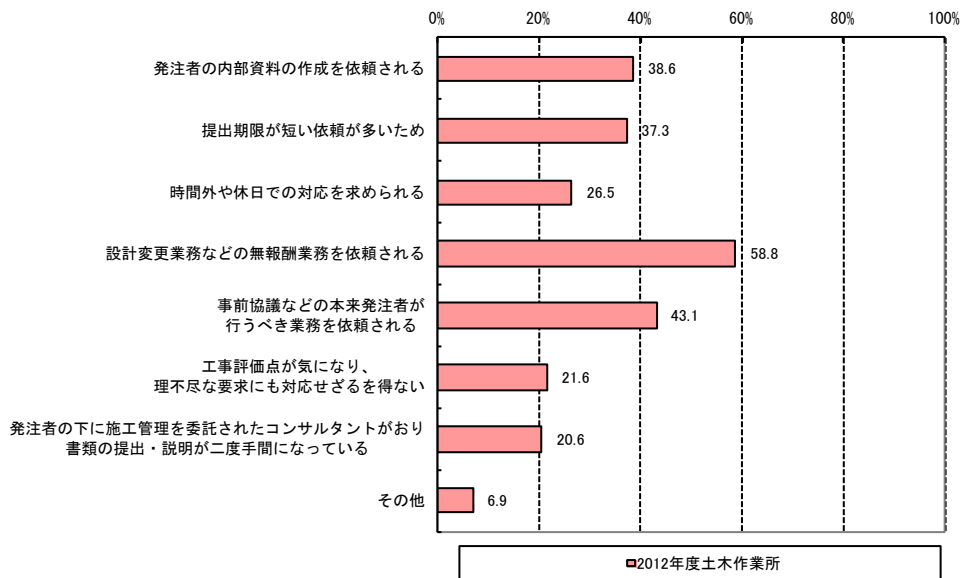


図 2-4 片務性が長時間労働につながっている理由(3つ以内選択)  
(2012 土木作業所)

協建日